

会津医療生協

高齢者虐待防止・身体拘束禁止に対する指針

総則

本指針は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止にかかる対応について定め、利用者および介護者等の人権その他の権利を擁護し、また高齢者虐待や権利擁護について会津医療生活協同組合（以下、「法人」とする）全体で共有し、今後の事故防止や更なる権利擁護につなげることを目的とする。

1. 法人における虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」）に定める虐待を未然に防止するための対策について、その実効性を高め、介護サービス事業利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、この指針を定める。

2. 虐待防止・身体拘束禁止委員会その他法人内の組織に関する事項

- ①虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会として、法人内全事業所・多職種で構成する虐待防止・身体拘束禁止委員会を設置する。
- ②虐待防止・身体拘束禁止委員会は、法人内管理者会議内に設置する。
- ③虐待防止・身体拘束禁止委員会の活動は以下の通りとする。
 - ❶ 虐待の防止及び再発防止のための対策の検討
 - ❷ グレーゾーンに関する報告・改善策の検討
 - ❸ 本指針およびマニュアルの策定および見直し
 - ❹ 報告された事例及び分析結果、再発防止策を職員に周知徹底する
 - ❺ 防止策を講じた後にその効果について評価する
 - ❻ 虐待発生防止等の基礎的内容等の適切な知識を普及啓発および研修の実施
 - ❼ 新規採用職員への教育の実施

3. 高齢者虐待防止に関する組織運営の在り方

- ①以下にあげる【養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景の要因】についての充実を図り、また、それらの要因が相互に作用し、職場環境が悪化することがないように職員個人の問題としてではなく、法人全体の組織の在り方の問題として虐待のない環境作りを目指す。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景の要因】

- ①. 組織運営
- ②. チームアプローチ
- ③. ケアの質
- ④. 倫理観とコンプライアンス
- ⑤. 負担・ストレスと組織風土

- ②以下にあげる【介護者等による高齢者虐待の背景の要因の例】などが複雑に絡み合い介護者等による虐待が起こり得ることを理解し、介護に対する知識や介護方法の指導、日頃の介護に対する負担の軽減および介護疲れへの労いなどの働きかけを行い、高齢者虐待への発展を未然に防ぐとともに、高齢者虐待のサインを見逃さずに、関係機関と連携しながら組織的に適切な介入を行う。

【介護者等による高齢者虐待の背景の要因】

- ①. 介護疲れ
- ②. 認知症や加齢に伴う心身の変化に対する戸惑いや混乱
- ③. 高齢者と介護者の人間関係
- ④. 経済的困窮
- ⑤. 介護者の心身の状態の変化
- ⑥. 高齢者や介護者の性格・人格
- ⑦. 排泄介護の困難さ
- ⑧. 家族・親族の無関心や介護者の孤立

4. 高齢者虐待防止に関する責務

法人内各事業所は契約上の義務として利用者の生命及び健康の安全に配慮する義務を負うものであり、全職員は下記の点について努力を怠らないこととする

- ① 基本的介護技術の習得と介護ルールの厳守
- ② 虐待に対する早期発見と改善
- ③ 虐待等発生時の報告
- ④ 虐待防止に関する研修会への参加

5. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

- ①虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う。
- ②虐待の防止のための職員研修は年2回以上実施するとともに、新規採用時には必ず実施する。
- ③研修の実施内容は、記録する。

6. 指針の閲覧

この指針は法人内各事業所に保管し、いつでも閲覧することができる。
本指針を法人ホームページに掲載する。

7. 成年後見制度等の利用

虐待による成年後見制度等の利用の相談があった場合、またはその必要性があると判断した場合、職員は管理者へ報告する。管理者は、担当介護支援専門員および関係機関へその旨連絡をし、必要な措置を講じてもらう。

在宅介護支援センターおよび地域包括支援センターの職員は、成年後見制度等の利用の相談があった場合には、その適正も含めその他の権利擁護に関する制度の活用に向けて必要な措置を講じる。

8. その他

虐待防止に関して必要な事項は虐待防止・身体拘束禁止委員会にて協議する。

会津医療生活協同組合

本指針は、2022年2月1日より施行する。

2023年7月1日より改正、施行する。

2024年4月1日より改正、施行する。

2025年7月1日より改正、施行する。